

公的研究費に係る

不正な取引に関与した取引先への処分方針

平成 27 年 4 月 1 日

公的研究費に係る不正な取引に関与した取引先への処分方針を次のとおり定める。

契約責任者が事実内容に基づき取引停止等の処分方針を統括管理責任者に上申し、
統括管理責任者が処分を決定するものとする。